

第5次大分県消費者基本計画における指標及び目標値と令和8年度の取組

基本目標	主要な施策	番号	指 標	目標値			実績値・令和8年度予測値		令和8年度事業				
				単位	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	令和7年度 実績値	令和8年度 予測値	目標/施策	事業名	概 要	課 題 等	今後の方針
【基本目標Ⅰ】 社会環境の変化を踏まえた消費者行政の充実	デジタル化への対応	1	大分県消費生活センターHPアクセス数	アクセス	－	51,000	－	24,000	I-1-①	消費生活安全・安心推進事業（一部）	大分県内の消費者自らがデジタルサービス等の仕組みやリスクへの理解、情報に対する批判的思考力、適切に情報を収集・発信する力を養うための総合的なプラットフォームを整備するもの	新サイトの認知度向上と効果的な周知方法の検討	令和8年10月末のサイトオープンを目指す
		2	フィルタリング当によりインターネット利用を監督している保護者の割合（小・中・高）	%	97.2	100.0	97.5	98.0	I-1-③	青少年健全育成対策事業（一部）	インターネットの普及により、青少年のネットトラブルや被害が発生する中、青少年自身が適切に情報を判断する力を醸成するとともに、家庭において保護者による子どものネット利用の監督を促し、トラブルや被害を防止するもの	青少年自身及び子どもを監督する保護者に具体的な行動変容を促すための効果的な啓発方法	紙媒体に比べ、より広範囲に展開でき、より記憶に定着しやすい動画による啓発を実施する
	配慮を要する消費者への対応	3	消費者安全確保地域協議会設置市町村の県内人口カバー率	%	48.0	90.0	59.9	68.0	I-3-①	消費生活安全・安心推進事業（一部）	消費者安全確保地域協議会は、市町村が設置主体となり、関係機関が連携して高齢者等を見守り、消費者被害の防止や早期発見を図るもの	他部局連携など見守り体制の実態がある市町村はあるものの、法的な「協議会の設置」には至っていない市町村が多く見受けられる（設置根拠となるものがない）。	引き続き市町村担当課長会議や巡回訪問時に設置に向けた取組（設置根拠の確立を含む）を依頼するとともに、他県状況や国の支援等について情報提供していく。
		4	高齢者向け出前講座実施回数	回／年	19	38	24	24	I-3-①	消費生活安全・安心推進事業（一部）	県や市町村の相談窓口に寄せられる苦情相談の約35%を65歳以上の高齢者が占めている。認知機能や判断力の低下に伴い、消費者トラブルに遭いやすい高齢者に対して、出前講座を実施する。	消費生活出前講座の認知度を向上させ、より多くの参加者を確保するため、効果的な周知方法を検討する必要がある。	市町村と連携し、出前講座の積極的な周知に努めるとともに、高齢者が参加しやすい講座内容や開催方法を企画する。
【基本目標Ⅱ】 消費生活相談体制の充実・強化	消費生活相談員の確保と資質向上	5	県内の消費生活相談窓口におけるあっせん解決率 ※あっせん解決率＝あっせん解決件数／あっせん件数	%	94.5	97.4	94.5	94.5	Ⅱ-1	消費生活・男女共同参画プラザ管理運営事業（一部）	消費生活相談員を配置し、相談員の人材確保や資質向上研修等を実施する。	契約内容の複雑化に対応できる相談員の専門性や資質向上と増加する相談件数を適切に処理できる対応体制の整備	複雑かつ多様化する消費生活相談に対応するため、相談員のニーズや相談内容の変化に応じた研修を企画・実施し、対応能力の向上を図る。
	市町村への支援・連携	6	消費生活センターの広域連携を含めた市町村設置率	%	77.8	100.0	77.8	83.3	Ⅱ-3-①	消費生活安全・安心推進事業（一部）	市町村の相談体制を強化するため、消費生活センター設置を促進するとともに、単独設置が困難な市町村に対して、近隣市町村との「広域連携」による体制構築を支援・推進する。	相談員不足や財政負担により、単独でのセンター設置・維持が困難な市町村が存在する。また、広域連携を検討する上でも、連携方式の合意形成や費用負担、実務的な役割分担の調整が課題となっている。	各市町村への巡回ヒアリングを継続し、課題や意向を把握。地域の実情に応じた最適な連携体制の具体化に向けて支援する。
【基本目標Ⅲ】 消費者の自立に向けた消費者教育の推進	ライフステージに応じた消費者教育の推進	7	学齢期向け消費生活出前講座実施回数（県＋市町村）	回／年	132	125	109	115	Ⅲ-1-①	消費生活安全・安心推進事業（一部）	学齢期（小・中学校、高等学校、大学等）の若者を対象とした、消費者のライフステージに応じた出前講座の実施	消費生活出前講座の認知度を向上させ、より多くの参加者を確保するため、効果的な周知方法を検討する必要がある。	市町村の教育機関等と連携し、学齢期の発達段階及び学習ニーズに対応した消費生活出前講座の周知活動を展開し、講座の認知度を高める。
		8	消費生活出前講座実施回数（県＋市町村）	回／年	345	463	301	310	Ⅲ-1-①②	消費生活安全・安心推進事業（一部）	高齢者や若者のほか働く世代も含めた、消費者のライフステージに応じた出前講座の実施	消費生活出前講座の認知度を向上させ、より多くの参加者を確保するため、効果的な周知方法を検討する必要がある。	市町村や教育機関、経済団体等と連携し、学齢期から働く世代を含めた成人期まで、各段階の発達段階及び学習ニーズに対応した消費生活出前講座の周知活動を展開し、認知度を高める。
	持続可能な消費行動の促進	9	環境教育参加者数	人	13,437	13,000	13,156	13,000	Ⅲ-2-①	未来の環境を守る人づくり事業（一部）	環境問題を題材にした人形劇等を幼稚園等で実施するほか、環境問題についての有識者や環境NPO法人等の活動実践者をアドバイザーに任命し学校や自治会、企業等が行う研修等に講師として派遣。	次世代を担う子どもを対象にした環境教育の充実を図る必要がある。	幼児から高齢者まで幅広い世代を対象に、家庭、学校、地域、職場などあらゆる場面での環境教育を進めるため、グリーンアップおおいたアドバイザー（旧：環境教育アドバイザー）等を積極的に活用し、特に次世代を担う子どもを対象にした環境教育の充実を図る。
		10	ごみ総排出量	t／年	368,495（R5）	337,500（R11）	355,799（R6）	過去2年間の状況から減少する見込み	Ⅲ-2-①	プラスチックごみ削減推進事業（一部）	プラスチックごみ対策を総合的に推進するため、県民、事業者、行政の3者で啓発等の取組を展開	人口減少や普及啓発活動の推進により一定の削減が図られたが、ごみ削減に向けたさらなる取組が必要	リサイクルの推進やプラスチックごみ削減について、地域住民や事業者を対象とした排出抑制のための普及啓発活動を推進
		11	一般廃棄物循環利用率	%	18.1（R5）	20.0（R11）	17.3（R6）	リサイクルの推進により上昇する見込み	Ⅲ-2-①	プラスチックごみ削減推進事業（一部）	プラスチックごみ対策を総合的に推進するため、県民、事業者、行政の3者で啓発等の取組を展開	人口減少や普及啓発活動の推進により一定の削減が図られたが、ごみ削減に向けたさらなる取組が必要	リサイクルの推進やプラスチックごみ削減について、地域住民や事業者を対象とした排出抑制のための普及啓発活動を推進
		12	食育活動参加者数	人	3,834	4,000	3,795	3,934	Ⅲ-2-①	次世代へつなぐ食育推進事業	食育人材バンクの運営や食の安全に関する講習会の開催、食文化の保護・継承事業等を実施し、食育活動の推進を図る。	生涯にわたる健全な食生活の実現や伝統的な食文化の継承等に向け、食育活動への参画を促進することが必要。	食育人材バンクの運営や食の安全に関する講習会の開催等により、地域における食育活動を推進するとともに食に関する正しい知識の理解促進を図る。
【基本目標Ⅳ】 信頼できる消費環境の構築	消費者の安全・安心の確保	13	食品衛生監視指導計画に基づく監視・検査件数の割合	%	100.0	100.0	100.0	100.0	Ⅳ-1-① 食の安全	食品検査事業（一部）	食品の安全確保を図るため、食品衛生監視員による食品営業施設の立入り検査・指導を行うとともに、食中毒防止対策を講じる。	HACCPの制度化等食品衛生法の一部を改正する法律が施行されたが、事業者へのHACCPの定着が課題であり、指導・助言が必要。	引き続き、立入り検査及び個別指導により、HACCPに沿った衛生管理の定着を促進する。
		14	消費生活用製品安全法に基づく立入調査件数	件／年	57	60	68	60	Ⅳ-1-① その他の安全	消費者行政推進事業（一部）	消費生活用製品安全法に基づく、PSマーク表示等を確認することで、事故の未然防止と消費者の安全確保を図る。	県内量販店への検査を行っているが、ネット販売など流通の多様化への対応が課題となっている。	PSマーク等の表示義務は主に製造・輸入事業者に課せられるため、小売店への立入検査数の増加が表示の適正化に直結するものではない。一方、違反製品の発見に有効であることから、引き続き過去の検査実績を維持する方針
	消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	15	ガソリン価格の店頭表示率	%	37.5	65.0	40.5	65.0	Ⅳ-2-①	ガソリン価格の店頭表示率	ガソリン価格の店頭表示状況を年2回（5月・12月）調査。結果をもとに、石油商業組合へ価格表示への協力を要請。	セルフサービスの給油所では価格表示率の改善がみられるものの、フルサービスの給油所では価格表示が進んでいない。	大分県石油商業組合と連携し、給油所への協力要請と、「地域あんしん給油所」の登録数増加により価格表示の機運を高めていく。
		16	適正な食品表示のための情報提供、指導（講習会実施回数）	回／年	56	56	56	56	Ⅳ-2-①	食の安全・安心推進事業	食品事業者が参加する食品衛生責任者講習会を利用し、食品表示制度の講習を実施する。	受講者の業種や規模が多様であり、表示制度に関する知識や理解度に差がある。	食品衛生責任者講習会を活用し、食品表示制度に関する基礎的な知識等について継続的に周知を図る。